



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

## 株式会社メディアシーク

代表取締役社長 西尾 直紀  
(コード番号:4824 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役業務管理部長  
根津 康洋  
(TEL 03-5423-6600)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

#### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針

株式会社メディアシーク  
取締役会

株式会社メディアシーク（以下「当会社」という）は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下の通り、当会社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第 362 条第 4 項第 6 号) (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)
  - (1) 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
  - (2) 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
  - (3) 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。
  - (4) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)
  - (1) 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務

執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。

(2) 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。

(3) 取締役の職務執行に係わる情報は、法令または東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

(1) 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備および問題点の把握に努める。各取締役は管掌する業務のリスク管理を行う。

(2) 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。

(3) 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

(1) 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。

(2) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

(3) その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

(4) 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

(1) 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。

(2) グループ会社を担当する役員または担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号) (会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

(1) 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するも

- のとする。
- (2) この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
  - (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
  - (4) 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)
- (1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
  - (2) 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。
8. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号)
- (1) 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号)
- (1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号)
- (1) 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
  - (2) 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。

以上